

福 福 第 2 1 9 号  
令和 4 年 9 月 3 0 日

各所属長 殿

岡山県教育庁福利課長  
( 公 印 省 略 )

共済組合員種別の変更に伴う個人型確定拠出年金 (iDeCo) の取扱いについて

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)により、地方公務員等共済組合法の一部が改正されることに伴い、令和4年10月1日から、共済組合員の種別が分かります。(共済組合の厚生年金が適用される一般組合員と年金事務所の厚生年金が適用される短期組合員)

あわせて、組合員の種別が変更となった場合、iDeCoの加入区分が変更となります。ついては、次のとおり変更となりますので、遺漏のないよう所属職員へ周知願います。

## 記

### 1 組合員種別による加入区分について

組合員種別	厚生年金	拠出限度額 (月額)	企業年金制度
一般組合員	共済組合 (第三号厚生年金被保険者)	12,000円	地方公務員共済組合 (長期)
短期組合員	年金事務所 (第一号厚生年金被保険者)	23,000円	他に年金制度なし

確定拠出年金法施行令第三十六条の第二項及び第四項により、厚生年金の種別に応じて拠出限度額が定められています。

### 2 既に参加している場合

組合員種別が変更となる場合、iDeCoの加入区分も変更となるため、加入者被保険者種別変更届を金融機関へ届け出る必要があります。

※届出様式や届出方法等の詳細は、加入している金融機関に確認してください。

### 3 新規加入の場合

提出書類は次の2点です。

- ・事業主証明書
- ・基礎年金番号等の提供及び利用に関する同意書

加入区分によって様式が異なりますので、組合員種別（一般または短期）を確認し、自身の加入区分に応じた証明依頼を行ってください。加入区分と異なる様式が提出された場合、当課では証明できませんのでご注意ください。

<本件担当>

岡山県教育庁福利課 福利厚生班 渡邊

TEL.086-226-7603

基礎年金番号等の提供及び利用に関する同意書

個人型確定拠出年金事務に係る基礎年金番号等の提供及び利用について、下記のとおり取扱います。

1. 公立学校共済組合岡山支部における基礎年金番号等の提供について

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号。以下、「法」という。）第 2 条第 3 項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、組合員が所属する官公署（以下「官公署」という。）が法及び法第 56 条に定める個人型年金規約に基づく以下 2 に掲げる事務を遂行するために必要な範囲で行う照会に回答する方法により、組合員の基礎年金番号等を当該官公署に提供する。

2. 岡山県教育委員会における基礎年金番号等の利用について

公立学校共済組合岡山支部から取得した基礎年金番号等を、個人型確定拠出年金事務に必要な範囲で利用する。

- ・ 法第 62 条第 1 項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成 13 年厚生労働省令第 175 号。）第 39 条第 2 項に掲げる書類の作成
- ・ 同規則第 45 条第 1 項及び同条第 2 項の規定による届出書の作成
- ・ 法第 71 条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

3. 当該情報の取扱いに関する照会先

公立学校共済組合岡山支部、岡山県教育庁福利課

TEL 086-226-7603

メール hukuri@pref.okayama.lg.jp

上記の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日

所属コード \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

基礎年金番号等の利用に関する同意書

個人型確定拠出年金事務に係る基礎年金番号等の利用について、下記のとおり取扱います。

1. 岡山県教育委員会における基礎年金番号等の利用について

個人型確定拠出年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号。以下、「法」という。）第2条第3項に定める個人型年金をいう。以下同じ。）に関する事務運営にあたって、年金手帳の写し等により取得した本人の基礎年金番号等について、法及び法第56条に定める個人型年金規約に基づき、以下に掲げる事務を遂行するために、必要な範囲で基礎年金番号等を利用する。

- ・ 法第62条第1項の規定による申出にあたって添付を要する確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。）第39条第2項に掲げる書類の作成
- ・ 同規則第45条第1項及び同条第2項の規定による届出書の作成
- ・ 法第71条に規定する個人型確定拠出年金加入者の掛金の源泉控除の実施

2. 当該情報の取扱いに関する照会先

岡山県教育庁福利課

TEL 086-226-7603

メール hukuri@pref.okayama.lg.jp

上記の取扱いについて同意します。

令和 年 月 日

所属コード \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

基礎年金番号等届出書

岡山県教育委員会 殿

個人型確定拠出年金に関する事務運営のために、次の  
とおり基礎年金番号等を届出ます。

令和 年 月 日

所属コード \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_

職員番号 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

貼付欄①

健康保険証の写し  
(表面)

貼付欄②

年金手帳の写し

(基礎年金番号、氏名、  
生年月日等が記載さ  
れたページの写しを  
貼付すること)

任用区分		適用保険		
		R4. 4. 1～	R4. 10. 1～	R5. 4. 1～
任期の定めのない常勤職員		一般	一般	一般
任期付職員		一般	一般	一般
再任用職員		一般	一般	一般
臨時的 任用職員	R4. 10. 1～採用	—	短期	短期
	R4. 4. 1 採用 R4. 9. 30 時点共済加入者	一般	短期	短期
会計年度 任用職員	2年目 R3. 4. 1 採用 R4. 9. 30 時点共済加入者	一般	一般	一般
	1年目	R4. 4. 1 採用	社保	短期
		R4. 10. 1～採用	—	短期
任期付短時間職員		～R4. 9. 30 採用	社保	短期
		R4. 10. 1～採用	—	短期
再任用短時間職員		～R4. 9. 30 採用	社保	短期
		R4. 10. 1～採用	—	短期
会計年度任用職員 (パートタイム)		～R4. 9. 30 採用	社保	短期
		R4. 10. 1～採用	—	短期
上記以外の非常勤職員 (週20時間未満、2箇月以内の雇用者)		国保等	国保等	国保等

【注1】 臨時的任用職員2年目 (R5. 10. 1～) は、「一般」又は「短期」いずれの適用か未確定

【注2】 改正前からの既共済組合加入者は、「一般」又は「短期」いずれの適用か未確定

【注3】 改正前からの協会けんぽ加入者は、「短期」又は「社保」いずれの適用か未確定